

平成25年6月定例会

平成25年度一般会計補正予算など29議案を可決

平成25年6月定例会は、6月17日に開会し、7月5日までの19日間の会期で開催されました。田辺市長等の給与に関する条例及び田辺市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてをはじめ、平成25年度一般会計・特別会計等の補正予算など、市長提出議案28件、議会提出議案1件を全て原案のとおり可決、市長専決処分事項については1件を承認、6件の報告を受けました。また、副市長の選任につき同意を求めることについて等、人事案件9件については1件を推薦、8件を同意または異議なしとしました。このほか選挙管理委員会委員の選挙等2件の選挙を行いました。

また、本定例会では、6月26日・27日の2日間にわたり、10人の議員が一般質問を行いました。

【目次】

議決結果の一覧	P 1～3
一般質問と答弁の要旨	P 3～6
政務活動費収支報告	P 7
議会活動日誌	P 8



議決結果の一覧



条例（可決12件）

- 田辺市長等の給与に関する条例及び田辺市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 市長等の給料月額及び期末手当を減額するため改正するもの
- 田辺市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 職員給料月額及び期末勤勉手当を減額するため改正するもの
- 田辺市地域振興基金条例の一部改正について
- 基金に属する現金を土地開発公社に貸し付けることができることとするため、改正するもの
- 田辺市交通安全基金条例の制定について
- 本市における交通安全に要する資金に充てるため、基金を設置するもの
- 田辺市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域の区域である本市内において、製造の事業または旅館業の用に供する特別償却設備の新設等をした者に対し、当該施設である家屋等に係る固定資産税の特別措置を講ずるため制定するもの
- 田辺市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 乳幼児医療費の支給対象範囲を拡大するため改正するもの
- 田辺市子ども・子育て会議条例の制定について
- 子ども・子育て支援法に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を設置するもの
- 田辺市保健衛生事故調査条例の制定について
- 本市が実施する保健衛生事業により発生した事故について、その事故の内容を把握し、その原因及び責任の所在を明らかにするとともに、適正か

つ円滑な事故処理を図るため、保健衛生事故調査会を設置するもの

●田辺市観光センター条例の制定について
新たに湊727番地の2に観光センターを設置するもの

●田辺市三六総合運動公園整備事業基金条例の制定について
三六総合運動公園整備事業に要する資金及び当該事業に係る市債の償還に充てるため、基金を設置するもの

●田辺市火災予防条例の一部改正について
消防法施行令の一部改正により検定対象機械器具等の範囲の見直しを図られたことに伴い、所要の規定の整備を行うもの

●田辺市簡易水道条例の一部改正について
栗栖川簡易水道の給水区域を拡張するため改正するもの



補正予算（可決8件）
金額は補正後の額

●平成25年度田辺市一般会計補正予算（第1号）
455億3096万3千円

●平成25年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
112億9321万6千円

●平成25年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第1号）
85億4380万7千円

●平成25年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
6億7838万4千円

●平成25年度田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
6102万円

●平成25年度田辺市診療所事業特別会計補正予算（第1号）
3億7724万9千円

●平成25年度田辺市木材加工事業特別会計補正予算（第2号）
1億9134万1千円
●平成25年度田辺市水道事業会計補正予算（第1号）
19億4607万5千円

その他議案（可決8件）

●工事請負契約の締結について
加財兵生線道路災害復旧工事請負契約を締結するもの

●工事請負契約の締結について
三六総合運動公園陸上競技場整備工事請負契約を締結するもの

●工事請負変更契約の締結について
三六総合運動公園体育館宿泊棟建築工事請負変更契約を締結するもの

●田辺市近露観光交流館の指定管理者の指定について
田辺市近露観光交流館の指定管理者を指定するもの

●住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
住居表示に関する法律の規定により、本市における住居表示を実施すべき市街地の区域を定めるもの

●字の区域の変更及び町の区域の新設について
住居表示に関する法律の規定による住居表示の実施のた

め、平成25年11月5日から本市内の湊の区域を変更するとともに、湊の一部区域をもって町の区域「東陽」を新設するもの

●田辺市辺地総合整備計画の変更について
田辺市辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備の財政上の特別措置に関する法律において準用する規定により議会の議決を求めるもの

●紀南環境広域施設組合の設置について
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため議会の議決を求めるもの

●専決処分事項について
☆平成25年度田辺市同和对策住宅資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
☆平成25年度田辺市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
☆平成25年度田辺市木材加工事業

承認（1件）

●承認（1件）

●平成24年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について
平成24年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について

報告（6件）

●繰越明許費について
繰越明許費に係る平成24年度歳出予算の金額を翌年度に繰り越したことに伴って報告するもの

●事故繰越しについて
平成24年度歳出予算の金額を翌年に事故繰越したことに伴って報告するもの

●水道事業会計予算の繰越しについて
平成24年度水道事業会計予算の経費を翌年度に繰り越したことに伴って報告するもの

●平成24年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について
平成24年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について

●平成25年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について
平成25年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について

●平成25年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について
平成25年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について

●平成25年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について
平成25年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について

業特別会計補正予算（第1号）

人事案件（9件）

●副市長の選任につき同意を求めることについて（2件）

任期満了による副市長の選任について議会の同意を求めめるもの

選任されたのは次の方々です。

福田 安雄 氏

池田 正弘 氏

●教育委員の任命につき同意を求めることについて（2件）

任期満了による教育委員会委員の任命について議会の同意を求めめるもの

任命されたのは次の方々です。

玉置 信彦 氏

松上 京子 氏

●監査委員の選任につき同意を求めることについて

任期満了による監査委員の選任について議会の同意を求めめるもの

選任されたのは次の方々です。

山本 紳次 氏

●公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

任期満了による公平委員会委員の選任について議会の同意

を求めめるもの

選任されたのは次の方々です。

鈴木 享治 氏

●農業委員会委員のうち選任による委員の推薦について

辞任による農業委員会委員の選任について議会の推薦を求めめるもの

選任されたのは次の方々です。

市橋 宗行 氏

●四村川財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

欠員による四村川財産区管理会委員の選任について議会の同意を求めめるもの

選任されたのは次の方々です。

久田里 敏行 氏

●人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

任期満了により、委員を法務大臣に推薦することに「異議なし」としました。

推薦されたのは次の方々です。

水田 美喜男 氏

選挙（2件）

●選挙管理委員会委員の選挙

地方自治法の規定により、議

会において選挙するもの委員は次の方々です。

木村 一美 氏

佐田 俊知 氏

東谷 保 氏

近藤 千恵子 氏

●選挙管理委員会委員補充員の選挙について

地方自治法の規定により、議会において選挙するもの。

委員補充員は次の方々です。

吉本 克也 氏

寺元 章介 氏

垣本 悦二 氏

能城 美子 氏

議会提出議案（可決1件）

●田辺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

田辺市議会議員の議員報酬及び期末手当を減額するため改正するもの



一般質問と答弁の要旨



防災対策について

問 自主防災会への支援について

答 防災対策は、自助、共助、公助を基本として、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、協働することによってこそ、地域防災力を高め、災害に強いまちが生まれるものです。その中の共助の部分については、その基礎となる町内会・自治会活動など地域コミュニティやネットワークが充実していればいるほど、より強いものとなります。

そのためには、地区の行事に参加するといった市民活動を行っていく中で交流を図り、人と人との豊かな信頼関係やつながりを深めておくことが重要であると考えています。地域の連帯感やネットワークが構築されれば、地域力があるまちとなり、それこそが防災力のあるまちであると考えています。

また、災害に強いまちづくり

を推進するためには、地域において防災の担い手を育むことが必要不可欠です。こうしたことから、県の「紀の国防災人づくり塾」の周知や、防災を主なテーマとして開催している本市の「田辺市まちづくり市民カレッジ」、さらに、小中学校を中心とした防災教育といった取り組みを継続し、地域防災リーダーや地域リーダーとしての人材育成を図るとともに、町内会、自主防災会などへの支援や、市民一人ひとりの防災意識の向上を図りながら、地域力を生かした災害に強いまちづくりをより一層推進していきたいと考えています。



田辺市まちづくり市民カレッジ

消防団のアマチュア無線資格取得促進について

問 大規模災害に備え、資格取得促進制度の創設を検討しては

答 平成23年の台風12号における通信状況では、消防署と消防団との通信において消防無線が不通にならず、無線通信が災害に強いことを再認識しました。

また、平成24年8月には「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」の中で、無線機の配備台数の不足、大規模災害に備えた通信手段の多重化の必要性、アマチュア無線の有効性などの意見が被災地消防団から多く出され、消防団における通信手段の確保・充実は喫緊の課題だと結論づけられています。

本市においては、これまでの教訓を生かし、大規模災害時に備えて複数の通信手段を確保すべく、現在二つの事業に取り組んでいます。

一つは、消防救急デジタル無線整備事業で、県下消防本部が消防救急デジタル無線ネットワーク網を共同整備し、大規模災害時における通信網の強度を高め、相互応援体制や救急消防援助隊の受け入れ体制の強化を指しており、全消防団車両への設置を計画しています。

もう一つは、広範囲での通信が可能で、通常の活動でも使用できる、資格を必要としないデジタル簡易無線機の導入を進めています。

簡易無線機については、既に各分団に配備済みですが、平成27年度末までに全分団の各班との通信が可能となるよう取り組んでいきたいと考えています。



デジタル簡易無線機

市政における広報の充実について

問 確立された情報媒体としての自覚と充実について

答 近年、地方分権が進められる中で、地方の主体的な独自性を生かしたまちづくりが求められるとともに、市民の公共サービスに対するニーズも多様化・複雑化しています。

こうした状況に的確に対応できるまちづくりを進めるためには、市政に対する市民の理解と信頼を深めながら、市政運営の方針や施策の考え方などの情報を正確に、かつわかりやすく提供し、説明責任を果たすとともに、情報を共有していくことが大切であると考えており、「広報田辺」は、多機能型携帯端末等が普及している現在でも、市政情報等の伝達手段の根幹であると考えています。

また、平成23年度に実施した「広報活動に関する市民アンケート」においても、回答者の約8割の方が、広報紙から市政情報を得ているという結果であったことから、広報紙は市民と市

政との大きなパイプ役を果たすとともに、市民から高い信頼を寄せられている重要な責務を負った情報媒体であると認識しています。

こうしたことから、「広報田辺」のさらなる充実を図ることが必要であり、そのことが市政への信頼や理解をより深めていただくことになるものと考えています。



市広報紙「広報田辺」

友好姉妹都市提携について

問 スペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラとの提携に向けた今後の取り組みは

答 サンティアゴ・デ・コンポステーラ市は、熊野古道同様、世界遺産登録としては世界



サンティアゴ・デ・コンポステーラの大聖堂

に2カ所しかない巡礼道の「サンティアゴ巡礼の道」を有しています。また、両市には巡礼の目的地である大聖堂や熊野本宮大社を有するなどの共通点があり、平成10年には、両市がある和歌山県とガリシア州が姉妹都市提携し、連携が図られています。

そうした中、両市の民間団体であるサンティアゴ・デ・コンポステーラ市観光局と田辺市熊野ツーリズムビューローは、共同して全世界に世界遺産である巡礼道の魅力を発信するため、平成20年に協定を締結し、国際的に共同観光プロモーションを展開してきました。

本市としても、これまでの民間団体による共同事業の実績に基づき、両市が両団体を側面

的に支援する必要があると判断し、観光交流を中心とした協定を結ぶ方向で検討・調整を図る考えである旨を伝え、具体的な協議を始めたところです。

今後の取り組みとしては、両市間の市民団体等による交流実績や幅広い市民の参画がまだこれからといった状況でもあり、まずは観光交流を中心とした協定を結び、今後大型周年事業を迎える本市の観光振興に資するよう、両市間の交流をさらに発展させていければと考えています。

中心市街地活性化について

問 中心市街地における今後の地域づくりについて

答 中心市街地エリアでの基盤整備は、今年度末をもって一定の目的がつくことから、今後はハード整備を生かしたソフト事業を積極的に推進していくことが期待されています。平成25年度から平成27年度までの大型周年事業が続くこの期間を好

機と捉え、関係機関と連携を図りながら、市街地の回遊性を高める事業展開などをさらに継続・発展させていくことが大切であると考えています。また、庁内でワーキンググループを発足し、今後も交流人口の増加に向けた事業の構築に取り組みしていきたいと考えています。

また、車を利用する来街者が依然として多い現状から、田辺扇ヶ浜海水浴場に来られた方を街なかへ誘導する仕組みとして、街歩きマップや田辺観光情報誌の配布、レンタサイクル事業などに取り組みできました。

今後は、これまでの成果をより一層高めるため、今秋予定している市民や関係者等のニーズを把握するためのアンケート調査の結果や田辺市中心市街地活性化協議会の提言をもとに、施策展開を検討していきたいと考えています。



今年の梅の状況について

問 本年産梅の販売状況について

答 本年度の青梅の販売については、関係農協においても市場関係者との販売対策会議を開催し、協議を重ね進めてきました。その中で、小梅から古城、南高へとつないでいくリレー販売が展開できるよう、市場から強い要望が出ていましたが、本年産については、小梅、古城にも出荷量は十分確保できたものの、結果的には期待していた販売単価には至りませんでした。

その要因として、昨年、一昨年の不作で市場が狭まっているところへ、本年産の収穫時期が早まり、出荷量が多い上に量販店等の受け入れ準備が十分できていなかったため、供給過剰の状況を招いたのではないかと考えた意見も伺っています。市場関係者からは「一度なくした売り場を再度確保することは大変難しい」といったことも指摘されており、過去の豊凶差が大き

く影響しているように思われま

す。

生産量が不安定だということ

は、生産現場においても不安定な経営を強いられることから、できるだけ気象等に左右されにくい栽培方法に取り組みすることが重要であると考えています。

利用しやすい学童保育について

問 実情に見合った設置基準の設定を

答 本市では、現在、国の放課後児童健全育成事業を活用し、公設公営で10カ所、民設民営で1カ所の学童保育所を開設しており、公営で401名、民営で40名の児童が通所しています。



現在のところ、本市の設置基準は、通所希望児童数が20人以上の小学校とし、この基準に該当する地域については、ほぼ開設しています。

また、アンケート調査等により、児童数の少ない小学校区における設置要望があることも把握しており、希望者が20人を下回る小規模な地域においても、放課後の子供たちの安全・安心と健全な育成を図る上で、学童保育所の必要性は認識しています。

市民サービスの公平性の観点からも、学童保育所の小学校区ごとの単独設置、あるいは複数合併などの設置方法や設置基準の見直しも含めて、本市の学童保育所のあり方等について検討していきたいと考えています。



通学路の安全確保に ついで

問 通学路の安全確認はできて
いるのか

答 昨年、通学途中の児童・保護者の列に車が突っ込み、死傷者が多数発生する事故が京都府で発生し、児童生徒の通学路への世論の関心が高まりました。

その後、昨年8月に全国で通学路の緊急合同点検が行われ、全ての学校において、学校が中心となり通学路点検を行い、出された危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者による合同点検が行われました。市内では、小学校区で57カ所、中学校区で10カ所の危険箇所が報告され、市、県、警察がそれぞれ主体となり、道路標示や標識、横断歩道、路側帯の設置、区画線の引き直しといった通学路の安全を確保するための取り組みを連携しながら進めています。

また、児童生徒が安心して安全に登下校するためには、通学路の安全管理面だけでなく、自

分の身の安全を守る対処方法自身につけることも大切であり、現在、各学校では、交通安全指導、防犯教室等とおして児童生徒の意識高揚に努めているところです。

このほか、明るいうちに下校できるように、下校時刻の設定や、地域・保護者の方々の協力のもと、登下校時の見守り活動を行うといった取り組みも進めています。

また、防犯灯の設置についても、関係部署と連携しながら進めていきたいと考えています。今後とも、登下校時における児童生徒の安全確保については、保護者や地域との連携を図りながら継続的に取り組んでいきたいと考えています。



子育て世代の支援策に ついで

問 子育て支援プログラムの重点プランについて

答 少子高齢化や核家族化の進行、さらには地域や家庭における子育て機能の低下など、子育て世代の経済的、精神的な負担や不安が増していると考えられます。

そのため、子育て家庭のニーズやライフステージに対応した支援施策を重点的かつ効果的に推し進めていく必要があると認識しており、厳しい財政状況下ではありますが、各課で実施している子育て支援関連事業を、「みんなで子育て支援プログラム」として集約しています。

子育て支援の施策は、ある一定の施策に注力すれば効果が上がるものではなく、行政全般に

わたる取り組みが必要であると考へており、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を効果的、効果的に進めたいと考えています。

成年後見制度について

問 法人後見、市民後見人の育成について

答 平成24年4月から老人福祉法の一部が改正され、市町村に対し、後見業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の実施、その他の必要な措置を講ずるよう、いわゆる市民後見人の育成・活用が努力規定として追加されました。

しかしながら、市民後見人を養成する専門家の研修を受けても、それを活動につなげていくためには、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職との連携・バックアップが必要となります。

また、市民後見人の活動内容としては、専門性、倫理性を問われる財産管理よりも、身上監

護を主体として活動することが考へられ、法律にかかわることについては専門職のサポートを受けなければ後見業務に支障が生じることとなります。

こうしたことから、まず、市民後見人がサポートを受けることのできる体制づくりが必要であると考へており、先進地の事例を参考にしながら研究していきたいと考えています。

一方、法人後見については、その継続性、組織的対応等のメリットが考へられ、実際に家庭裁判所が選任する実績があること、また、近隣自治体における事例があることなども勘案し、現在、業務を担うことが可能と考へられる法人と協議を進めるべく取り組んでいるところです。



政務活動費収支報告

平成25年4月・5月分

地方自治法第100条第14項及び第15項により「田辺市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されていた政務調査費が、平成24年9月の地方自治法の一部を改正する法律により、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付される政務活動費に改正されました。

本市では、「田辺市議会政務活動費の交付に関する条例」の規定により、会派に対して、会派の所属議員数に月額

2万円を乗じた額が支給され、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を定めて、全ての支出に対し領収書等の写しを添付するよう義務付けています。
また、新たに第16項が追加され、議長は政務活動費の使途の透明性の確保により一層努めることとされました。
第二次田辺市議会議員の任期が5月21日で終了しましたので、今回、平成25年4月・5月分の政務活動費についてお知らせします。

政務調査費使途内訳【会派別】 (単位：円)

所属会派名	日本共産党	公明党	紀新会	誠和会	くまのクラブ	
会派人数	3人	3人	3人	5人	2人	
収入	交付額	120,000	120,000	120,000	200,000	80,000
	預金利息	0	0	0	0	0
	合計	120,000	120,000	120,000	200,000	80,000
支出	調査研究費	0	0	0	0	0
	研修費	30,658	0	0	0	0
	広報費	0	0	0	0	0
	広聴費	0	0	0	0	0
	要請・陳情活動費	0	0	0	0	0
	会議費	0	0	0	0	0
	資料作成費	8,978	0	0	0	0
	資料購入費	5,397	0	3,061	25,736	0
	人件費	0	0	0	0	0
	事務所費	0	0	0	0	0
	合計	45,033	0	3,061	25,736	0
返還額	74,967	120,000	116,939	174,264	80,000	

所属会派名	清新会	新生クラブ	無所属 A	無所属 B	合計	
会派人数	2人	3人	1人	1人	23人	
収入	交付額	80,000	120,000	40,000	40,000	920,000
	預金利息	12	1	0	6	19
	合計	80,012	120,001	40,000	40,006	920,019
支出	調査研究費	0	0	0	0	0
	研修費	0	0	0	0	30,658
	広報費	0	0	0	0	0
	広聴費	0	0	0	0	0
	要請・陳情活動費	0	0	0	0	0
	会議費	0	0	0	0	0
	資料作成費	0	0	0	0	8,978
	資料購入費	0	0	0	0	34,194
	人件費	0	0	0	0	0
	事務所費	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	73,830
返還額	80,012	120,001	40,000	40,006	846,189	

平成25年4月・5月 会派構成

会派は、同じ考えや意見を市政に効果的に反映させるため、同じ主義・主張を持った議員が集まって結成しています。
(○は会派代表者)

- 【日本共産党】 ○真砂みよ子 川崎五一 久保浩二
- 【公明党】 ○小川浩樹 佐井昭子 出水豊数
- 【紀新会】 ○安達克典 塚 寿雄 市橋宗行
- 【誠和会】 ○宮本正信 松下泰子 山口 進
中本賢治 吉本忠義
- 【くまのクラブ】 ○山本紳次 高垣幸司
- 【清新会】 ○吉田克己 森 哲男
- 【新生クラブ】 ○陸平輝昭 棒引昭治 久保隆一
- 無所属(会派に属さない議員) 安達幸治 天野正一



議会活動日誌

本会議

- 6月17日（1日目） 補正予算等関連議案の提案説明、議案に対する質疑及び付託
- 26日（2日目） 一般質問（5人）、付託議案に係る委員長報告、議案審議、追加議案の提案説明
- 27日（3日目） 一般質問（5人）、議案に対する質疑及び付託
- 7月 5日（4日目） 付託議案に係る委員長報告、議案審議

委員会

- 6月11日 議会運営委員会（6月定例会運営について）
- 17日 国体関連施設整備特別委員会（三四六総合運動公園整備事業に係る入札状況についてほか）
- 20日 総務企画委員会（付託議案審査について）
- 26日 議会運営委員会（議会運営委員会発議についてほか）
- 議会運営委員会（補正予算等関連議案の委員会付託についてほか）
- 総務企画委員会（委員長報告について）
- 28日 産業建設委員会（付託議案審査について）
- 文教厚生委員会（付託議案審査について）
- 7月 1日 総務企画委員会（付託議案審査について）
- 5日 議会運営委員会（最終日の日程等について）
- 総務企画委員会（委員長報告について）
- 産業建設委員会（委員長報告について）
- 文教厚生委員会（委員長報告について）



議会日程の詳細や市議会だよりの内容等について、ご意見・ご質問等がありましたら、下記までご連絡ください。

ホームページでは、議会の情報や本会議会議録、録画映像をご覧いただけるほか、声の議会だよりもご利用いただけます。

【連絡先】

田辺市議会事務局
〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地
TEL 0739-26-9940（直通）
FAX 0739-25-5579
E-mail:gikai@city.tanabe.lg.jp
<http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/>

市議会本会議のインターネット録画映像を配信しています

◆田辺市議会インターネット録画中継トップページ
<http://www.kensakusystem.jp/tanabe-vod/index.html>

※上記以外に田辺市議会及び田辺市のホームページトップページのリンクからもご覧いただけます。

議会を傍聴しませんか？



市議会では、年4回（3月・6月・9月・12月）の定例会と必要に応じ臨時会を開催しています。

議会は、市民の皆さんの生活に密着した重要な問題が審議されています。

市政を知る良い機会です。お気軽にお越しください。次の9月定例会は、下記の日程で開催する予定です。

平成25年9月定例会（予定）

本会議 9月 4日・13日・17日・18日・27日
委員会 9月 18日・19日・20日・24日・25日・26日
（予備日含む）

傍聴を希望される場合は、お手数ですが議会事務局まで日時をお問い合わせください。

次回の「市議会だより」

11月号
（9月定例会の報告）

